

(平成24年9月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |

旭川厚生年金 事案 992 (事案 159 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者A株式会社における船員保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和36年6月4日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間①について、申立人の船舶所有者B株式会社における船員保険被保険者資格喪失日は、昭和43年8月5日であると認められることから、申立期間①に係る船員保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正し、申立期間①の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年3月8日から同年5月28日まで
② 昭和36年5月28日から同年6月4日まで
③ 昭和36年7月15日から同年12月1日まで
④ 昭和36年12月20日から37年2月1日まで
⑤ 昭和37年2月17日から同年6月29日まで
⑥ 昭和37年9月8日から38年7月10日まで
⑦ 昭和38年7月10日から同年8月1日まで
⑧ 昭和38年8月1日から39年4月20日まで
⑨ 昭和39年4月27日から同年12月31日まで
⑩ 昭和39年12月31日から40年1月9日まで
⑪ 昭和40年3月1日から同年3月11日まで
⑫ 昭和40年3月30日から同年4月1日まで
⑬ 昭和40年4月1日から同年5月29日まで
⑭ 昭和40年6月24日から同年11月30日まで
⑮ 昭和40年11月30日から同年12月3日まで
⑯ 昭和40年12月24日から41年1月19日まで

- ⑰ 昭和 41 年 1 月 19 日から 42 年 2 月 1 日まで
- ⑱ 昭和 42 年 2 月 1 日から同年 11 月 2 日まで
- ⑲ 昭和 42 年 11 月 13 日から 43 年 6 月 24 日まで
- ⑳ 昭和 43 年 6 月 25 日から同年 7 月 30 日まで
- ㉑ 昭和 43 年 7 月 30 日から同年 8 月 5 日まで
- ㉒ 昭和 43 年 8 月 1 日から 44 年 4 月 12 日まで
- ㉓ 昭和 44 年 4 月 16 日から 46 年 1 月 8 日まで
- ㉔ 昭和 46 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

申立期間①は、A 株式会社所有船舶で勤務した期間であるが、標準報酬月額が低額となっている。

申立期間②は、同じく A 株式会社所有船舶で勤務した期間であるが、船員保険の被保険者資格喪失日が、同社を退職した時期と異なっている。

申立期間③は、C 株式会社所有船舶で勤務した期間であるが、標準報酬月額が低額となっている。

申立期間④は、D 所有船舶で勤務した期間であるが、標準報酬月額が低額となっている。

申立期間⑤は、E 所有船舶で勤務した期間であるが、標準報酬月額が低額となっている。

申立期間⑥は、F 株式会社所有船舶で勤務した期間であるが、標準報酬月額が低額となっている。

申立期間⑦は、同じく F 株式会社所有船舶で勤務した期間であるが、継続して当該船舶に乗船していたにもかかわらず、船員保険の被保険者資格を一度喪失し、その後再取得した記録になっている。

申立期間⑧は、同じく F 株式会社所有船舶で勤務した期間であるが、標準報酬月額が低額となっている。

申立期間⑨は、G 株式会社所有船舶で勤務した期間であるが、標準報酬月額が低額となっている。

申立期間⑩は、同じく G 株式会社所有船舶で勤務した期間であるが、船員保険の被保険者資格喪失日が、同社を退職した時期と異なっている。

申立期間⑪は、H 所有船舶で勤務した期間であるが、船員保険被保険者としての資格が確認できない。

申立期間⑫は、株式会社 I 所有船舶で勤務した期間であるが、船員保険の被保険者資格取得日が、同社に入社した日と異なっている。

申立期間⑬は、同じく株式会社 I 所有船舶で勤務した期間であるが、標準報酬月額が低額となっている。

申立期間⑭は、J 株式会社所有船舶で勤務した期間であるが、標準報酬月額が低額となっている。

申立期間⑮は、同じく J 株式会社所有船舶で勤務した期間であるが、船員

保険の被保険者資格喪失日が、同社を退職した日と異なっている。

申立期間⑯は、K所有船舶で勤務した期間であるが、船員保険の被保険者資格取得日が、同社に入社した日と異なっている。

申立期間⑰は、同じくK所有船舶で勤務した期間であるが、標準報酬月額が低額となっている。

申立期間⑱は、L株式会社所有船舶で勤務した期間であるが、標準報酬月額が低額となっている。

申立期間⑲は、M株式会社所有船舶で勤務した期間であるが、標準報酬月額が低額となっている。

申立期間⑳は、B株式会社所有船舶で勤務した期間であるが、標準報酬月額が低額となっている。

申立期間㉑は、同じくB株式会社所有船舶で勤務した期間であるが、船員保険の被保険者資格喪失日が、同社を退職した日と異なっている。

申立期間㉒は、M株式会社所有船舶で勤務した期間であるが、標準報酬月額が低額となっている。

申立期間㉓は、N所有船舶で勤務した期間であるが、標準報酬月額が低額となっている。

申立期間㉔は、株式会社OのP支店で勤務した期間であるが、同社に入社した日と厚生年金保険被保険者の資格取得日が異なっている。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人は、A株式会社所有船舶において、昭和36年3月8日に同被保険者資格を取得し、同年5月28日に同被保険者資格を喪失した記録となっているが、申立人から提出のあった船員手帳の写しから、申立人は、同年6月3日まで同社所有船舶でQ業務として継続して勤務し、勤務内容及び業務形態に変更が無かったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間②において、A株式会社で一緒に勤務した同僚の船員4人の名前を挙げているところ、同社に係る船員保険被保険者名簿によると、これら同僚は、いずれも申立期間②において、船員保険の被保険者資格が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和36年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行

については、事業主は当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの船員保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人は、B株式会社所有船舶において、昭和43年6月25日に船員保険の被保険者資格を取得し、同年7月30日に同被保険者資格を喪失した記録となっているが、申立人から提出のあった船員手帳の写しから、申立人が、同年8月4日まで同社所有船舶でQ業務として継続して勤務していたことが確認できる。

また、船員保険被保険者名簿によると、申立人の船員保険被保険者資格喪失日の欄には、「43. 8. ○」（「○」は判読不能）と記載されている上、同名簿の備考欄には、「証受理 43. 8. 6」と記載されていることから、当該船舶所有者は、申立人の同被保険者資格の喪失について、昭和43年8月1日から同年8月6日までの期間のいずれかの日を喪失日として届け出たことが推認できる。

これらの事実及び関連資料等を総合的に判断すると、当該船舶所有者は、申立人が昭和43年8月5日に船員保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る船員保険被保険者名簿の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

申立期間①について、申立人は、オンライン記録では、A株式会社所有船舶に係る船員保険の標準報酬月額が、2万4,000円とされているが、実際には、当時の標準報酬月額の最高額である3万6,000円に相当する給与額の支払を受けていたとして、標準報酬月額の記録の訂正を申し立てている。

しかしながら、当時の事業主は、既に死亡している上、当該事業所では、「申立期間①当時の資料について、保存していない。」と回答していることから、申立人の標準報酬月額の算出状況について、関係資料及び供述を得ることができない。

また、申立人は、当該事業所で一緒に勤務した船員の同僚4人の名前を挙げているが、船員保険被保険者名簿によると、これら同僚の標準報酬月額は、いずれも申立人が主張する標準報酬月額3万6,000円よりも低額であることが確認できる。

さらに、上記の同僚4人のうち、連絡が取れた唯一の同僚は、「私のA株式会社における船員保険の標準報酬月額は、国の記録どおりで合っていると思う。」と供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たら

ない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①において、その主張する標準報酬月額に相当する船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、申立人は、オンライン記録では、C株式会社所有船舶に係る船員保険の標準報酬月額が、2万4,000円及び3万円と記録されているが、実際に支給されていた月額給与は、4万2,000円であったとし、標準報酬月額は、当時の標準報酬月額の最高額である3万6,000円に該当していたとして記録の訂正を申し立てている。

しかしながら、当該事業所では、「申立期間③当時の関係書類を保存していないため、申立人の当時の報酬月額については、分からない。」と回答している上、当時の事務担当者と思われる者は、既に死亡していることから、申立人の標準報酬月額の算出状況について、関係資料及び供述を得ることができない。

また、申立人は、当該事業所所有船舶で一緒に乗船した同僚3人の名前を挙げているが、このうち連絡が取れた二人は、いずれも「申立人の名前は記憶に無い。」と供述している上、このうちの一人は、「当時のことは覚えていない。」と供述しており、申立人の主張する標準報酬月額に相当する船員保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができなかった。

さらに、船員保険被保険者名簿によると、申立期間③中に当該事業所所有船舶で被保険者資格が確認できる申立人と同職務の同僚6人が確認できるが、このうち5人は、申立期間③中の標準報酬月額が、申立人と同額の2万4,000円又は3万円であることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間③において、その主張する標準報酬月額に相当する船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間④について、申立人は、オンライン記録では、D所有船舶に係る船員保険の標準報酬月額が、2万2,000円と記録されているが、実際に支給されていた月額給与は、4万2,000円であったとし、標準報酬月額は、当時の標準報酬月額の最高額である3万6,000円に該当していたとして、記録の訂正を申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間④当時の船舶所有者であるDは、既に死亡している上、その後、当該船舶の所有者となった株式会社Rは、昭和61年7月*日に船員保険の適用事業所でなくなっているほか、商業登記簿謄本によると、同社は、平成7年12月*日に解散していることから、申立人の標準報酬月額の算出状況について、関係資料及び供述を得ることができない。

また、船員保険被保険者名簿によると、申立人が名前を挙げた唯一の同僚で、当該船舶の漁労長兼船長であったとされる同僚の申立期間④における標準報酬月額は、申立人と同額の2万2,000円であることが確認できる上、当該同僚は、連絡が取れないことから、申立人の標準報酬月額の算出状況について、関係資料及び供述を得ることができない。

さらに、船員保険被保険者名簿によると、申立期間④及びその前後の期間に船員保険被保険者資格を取得している申立人と同じ職務の同僚が3人確認できるところ、当該同僚の標準報酬月額は、2万円から3万円となっており、申立人の主張する当時の標準報酬月額の上限額である3万6,000円に該当している者は確認できない。

加えて、上記の同僚3人のうち、連絡が取れた唯一の同僚は、「申立人の名前は記憶に無いが、船舶所有者Dでの私の船員保険の標準報酬月額は、国の記録のとおりである。」と供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間④において、その主張する標準報酬月額に相当する船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間⑤について、申立人は、オンライン記録では、E所有船舶に係る船員保険の標準報酬月額が、2万6,000円と記録されているが、実際に支給されていた月額給与は、4万8,000円であったとし、標準報酬月額について、申立期間⑤のうち、昭和37年2月及び同年3月については、当時の標準報酬月額上限額である3万6,000円、標準報酬月額上限額が改定された後の同年4月及び同年5月については、4万8,000円であるとして、記録の訂正を申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間⑤当時の船舶所有者であるEは、連絡先が確認できない上、昭和38年2月1日に当該船舶の所有者となったS株式会社は、昭和44年2月*日に船員保険の適用事業所でなくなっているほか、商業登記簿謄本によると、同社は、平成14年12月*日に解散していることから、申立人の標準報酬月額の算出状況について、関係資料及び供述を得ることができない。

また、船員保険被保険者名簿によると、申立人が名前を挙げた漁労長、船長及び機関長の同僚3人のうち二人は、当該期間における標準報酬月額が、2万6,000円及び2万8,000円となっており、申立人とほぼ同額であることが確認できる。

さらに、船員保険被保険者名簿から、申立期間⑤及びその直前の期間に船員保険被保険者資格が確認できる申立人と同じ職務の同僚に照会したところ、当該同僚は、申立人の前任者として当該船舶に乗船していたことが判明したが、

当該同僚からは、申立人の主張する標準報酬月額に相当する船員保険料の控除をうかがわせる供述が得られなかった上、当該同僚の申立期間⑤当時の標準報酬月額は、申立人と同額の2万6,000円であることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間⑤において、その主張する標準報酬月額に相当する船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間⑥及び⑧について、申立人は、オンライン記録では、F株式会社所有船舶に係る船員保険の標準報酬月額が、2万6,000円及び2万8,000円と記録されているが、実際に支給されていた月額給与は、5万円であったとし、当該期間の標準報酬月額は、当時の標準報酬月額の上限額である5万2,000円に該当していたとして、記録の訂正を申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、船舶所有者であるF株式会社は、昭和62年6月*日に船員保険の適用事業所でなくなっている上、商業登記簿謄本によると、同社は、平成元年2月*日に解散していることから、申立人の標準報酬月額の算出状況について、関係資料及び供述を得ることができない。

また、船員保険被保険者名簿によると、申立人が名前を挙げた船頭及び船長の同僚二人は、当該期間における標準報酬月額が、2万4,000円及び3万円となっており、申立人とほぼ同額であることが確認できる。

さらに、船員保険被保険者名簿によると、申立期間⑥、⑧及びその前後の期間に船員保険被保険者資格を取得している申立人と同じ職務の同僚が、3人確認できるところ、当該同僚の標準報酬月額は、2万4,000円から3万円となっており、申立人の主張する当時の標準報酬月額の上限額である5万2,000円に該当している者は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間⑥及び⑧において、その主張する標準報酬月額に相当する船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間⑦について、申立人から提出のあった船員手帳の写しから、申立人が、当該期間においてF株式会社所有船舶で継続して勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、船舶所有者であるF株式会社は、昭和62年6月*日に船員保険の適用事業所でなくなっている上、商業登記簿謄本によると、同社は、平成元年2月*日に解散していることから、申立人の申立期間⑦における船員保険の適用状況について、関係資料及び供述を得るこ

とができない。

また、船員保険被保険者名簿によると、申立期間⑦当時、申立人のほかに同僚5人が、申立人と同日（昭和38年7月10日）に船員保険被保険者資格を喪失し、その後、申立人と同日（昭和38年8月1日）に同被保険者資格を再取得しており、申立人と同じく同被保険者期間に欠落がみられることから、事業主は、一時期、船員の同被保険者資格を喪失させていたことがうかがえる。

さらに、申立人は、船頭及び船長であったとする同僚二人の名前を挙げているが、船員保険被保険者名簿によると、これら同僚は、当該期間において継続して船員保険被保険者資格を取得していることが確認できるものの、これら同僚の職務（船頭及び船長）は、申立人の職務とは異なることから、これら同僚の船員保険の適用については、申立人とは異なる取扱いがなされていたと考えられる。

このほか、申立人の申立期間⑦における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、船員保険の被保険者として、申立期間⑦に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間⑨について、当該期間のうち、昭和39年4月27日から同年8月1日までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のG株式会社における資格取得日に係る記録を同年4月27日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要であるとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月12日付け年金記録を訂正する必要があるとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間⑨について、オンライン記録ではG株式会社所有船舶に係る船員保険の標準報酬月額が2万4,000円及び3万6,000円と記録されているが、実際に支給されていた月額給与は、5万7,000円であったとし、当該期間の標準報酬月額は、当時の標準報酬月額の上限額である5万2,000円に該当していたとして、記録の訂正を申し立てている。

しかしながら、船舶所有者であるG株式会社（現在は、株式会社T）は、「当時の関係資料について保存していない。」と回答していることから、申立人の標準報酬月額の算出状況について、関係資料及び供述を得ることができない。

また、船員保険被保険者名簿によると、申立人が名前を挙げた漁労長、船長及び機関長であったとする同僚3人は、当該期間における標準報酬月額が、1万8,000円から4万5,000円となっていることから、申立人の標準報酬月額が、当時の標準報酬月額の上限額である5万2,000円であったとは考え難い。

さらに、上記の同僚3人のうち、二人は、既に死亡している上、ほか一人は、連絡先が判明しないため、いずれの同僚からも供述を得ることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たら

ない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間⑨において、その主張する標準報酬月額に相当する船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間⑩について、申立人から提出のあった船員手帳の写しから、申立人が、申立期間⑩のうち、昭和39年12月31日にG株式会社所有船舶でQ業務として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、船舶所有者であるG株式会社では、「当時の関係資料について保存していない。」と回答していることから、申立人の申立期間⑩における船員保険の適用状況について、関係資料及び供述を得ることができない。

また、申立人が名前を挙げた漁労長、船長及び機関長であったとする同僚3人のうち、二人は、既に死亡している上、ほか一人は、連絡先が判明しないため、いずれの同僚からも供述を得ることはできない。

さらに、申立人の船員保険事務を担当していたG株式会社U支社の担当者について、申立人は名前を記憶しておらず、特定できないことから、申立人の申立期間⑩における船員保険の適用状況について、関係資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人は、申立期間⑩に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間⑩における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、船員保険の被保険者として、申立期間⑩に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間⑪について、申立人から提出のあった船員手帳の写しから判断すると、申立人が、申立期間⑪において、船舶所有者Hと雇用契約を締結した状況はうかがえる。

しかしながら、船舶所有者Hから船員保険の事務を引き継いだV株式会社の代表取締役が保管していた労働者名簿の写しによると、申立人の当該船舶所有者における雇入日及び雇止日は、いずれも同日の昭和40年3月1日と記載されている上、雇止めの事由には、「乗船なし」と記載されていることが確認できる。

また、上記の代表取締役は、「申立人の労働者名簿には、『乗船なし』と記載されており、また、船員保険の加入についても記載が無いことから、申立人は、船員保険には加入していなかったと思う。」と回答している。

さらに、申立人が当該船舶の船長であったとして名前を挙げた同僚は、船員保険被保険者名簿において名前が確認できない上、当該同僚は、「申立人と思

われる人とは、数回会ったことはあるが、その人とは一度も一緒に乗船しなかった。私は船長であったが、Q業務の免許も所持していたため、出漁時にQ業務が不在でも、自分の免許を使用し、出漁することができた。」と回答している。

加えて、船員保険被保険者名簿には、申立期間⑪において申立人が船員保険の被保険者資格を取得した記録は無く、整理番号に欠番も無いことから、社会保険事務所において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、船員保険の被保険者として、申立期間⑪に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間⑫について、申立人から提出のあった船員手帳の写しから、申立人が、当該期間において株式会社 I 所有船舶で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、船舶所有者である株式会社 I では、「当時の担当がおらず、資料も無い。」と回答していることから、申立人の船員保険の適用状況について、関係資料及び供述を得ることができない。

また、申立人が当該船舶で一緒に乗船していたとして名前を挙げた船長は、文章による照会を行ったが、回答が無く、連絡が取れないため、申立人の船員保険の適用状況について、関係資料及び供述を得ることができない。

さらに、船員保険被保険者名簿において、申立期間⑫を含む昭和 40 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日までに同被保険者資格を取得している同僚が、18 人（申立人を除く。）確認できるところ、このうち 14 人は、申立人と同日（昭和 40 年 4 月 1 日）に同被保険者資格を取得していることが確認できることから、当時、当該船舶所有者は、船員について、まとめて船員保険の被保険者資格の取得を届け出ていたと考えられる上、これら同僚からは、申立人の申立期間⑫における船員保険料の控除をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間⑫における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、船員保険の被保険者として、申立期間⑫に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間⑬について、申立人は、オンライン記録では、株式会社 I 所有船舶に係る船員保険の標準報酬月額が、2 万 8,000 円と記録されているが、実際に支給されていた月額給与は、6 万 5,000 円であったとし、当該期間の標準報酬月額は、当時の標準報酬月額の上限額である 5 万 2,000 円に該当していたとして、記録の訂正を申し立てている。

しかしながら、船舶所有者である株式会社 I では、「当時の担当がおらず、

資料も無い。」と回答していることから、申立人の標準報酬月額算出状況について、関係資料及び供述を得ることができない。

また、船員保険被保険者名簿によると、申立人と一緒に当該船舶に乗船したとみられる船長及び機関長は、当該期間における標準報酬月額が、いずれも3万3,000円となっていることから、申立人の標準報酬月額が、当時の標準報酬月額の上限額である5万2,000円に該当していたとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間⑬において、その主張する標準報酬月額に相当する船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間⑭について、申立人は、オンライン記録では、J株式会社所有船舶に係る船員保険の標準報酬月額が、3万3,000円及び3万9,000円と記録されているが、実際に支給されていた月額給与は、6万5,000円であったとし、当該期間の標準報酬月額は、6万4,000円に該当していたとして、記録の訂正を申し立てている。

しかしながら、船員保険事業所名簿によると、J株式会社は、昭和49年11月*日に船員保険の適用事業所でなくなっている上、商業登記簿謄本によると、55年5月*日に解散しているほか、当時の役員は、既に死亡していることから、申立人の標準報酬月額算出状況について、関係資料及び供述を得ることができない。

また、船員保険被保険者名簿によると、申立人が名前を挙げた船長及び船頭であったとする同僚二人は、当該期間における標準報酬月額が、3万円から4万8,000円となっていることから、申立人の標準報酬月額が、これら同僚の標準報酬月額よりも高額の6万4,000円であったとは考え難い上、これら同僚二人は、「申立人の名前は記憶に無い。自分のJ株式会社における標準報酬月額は、間違っていないと思う。」と回答している。

さらに、船員保険被保険者名簿において、申立期間⑭及びその前後の期間に同被保険者資格を取得している申立人と同じ職務の同僚が5人確認できるが、これら同僚の標準報酬月額は、2万6,000円から3万9,000円となっており、申立人とほぼ同額であることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間⑭において、その主張する標準報酬月額に相当する船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間⑮について、申立人から提出のあった船員手帳の写しから、申立人が、当該期間においてJ株式会社所有船舶でQ業務として勤務していたことは

確認できる。

しかしながら、船員保険事業所名簿によると、船舶所有者であるJ株式会社は、昭和49年11月*日に船員保険の適用事業所でなくなっている上、商業登記簿謄本によると、55年5月*日に解散しているほか、当時の役員は、既に死亡していることから、申立人の船員保険の適用状況について、関係資料及び供述を得ることができない。

また、申立人が名前を挙げた船長であったとする同僚は、「申立人の名前は記憶に無い。」と回答しており、申立人の当該期間における船員保険料の控除をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

さらに、船員保険被保険者名簿において、昭和40年4月13日から同年9月3日までに同被保険者資格を取得している同僚が、49人（申立人を除く。）確認できるところ、このうち12人が、申立人と同日（昭和40年11月30日）に同被保険者資格を喪失していることが確認できることから、当時、当該船舶所有者は、船員について、まとめて船員保険の被保険者資格の喪失を届け出たと考えられる上、これら同僚からは、申立人の申立期間⑮における船員保険料の控除をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間⑮における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、船員保険の被保険者として、申立期間⑮に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間⑯について、申立人から提出のあった船員手帳の写しから、申立人が、当該期間においてK所有船舶でQ業務として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間⑯当時の船舶所有者であるKは、既に死亡している上、当該船舶所有者から船員保険事務を引き継いだW株式会社は、「当時の資料を保存していない。」と回答していることから、申立人の船員保険の適用状況について、関係資料及び供述を得ることができない。

また、申立人が名前を挙げた船長であったとする同僚は、「申立人の名前は記憶に無い。私の船舶所有者Kに係る船員保険の被保険者資格期間は、間違っていないと思う。」と回答している。

さらに、船員保険被保険者名簿において、申立期間⑯を含む昭和40年6月10日から41年5月13日までに同被保険者資格を取得している同僚が、21人（申立人を除く。）確認できるところ、このうち5人が、申立人と同日（昭和41年1月19日）に同被保険者資格を取得していることが確認できることから、当時、当該船舶所有者は、船員について、まとめて船員保険の被保険者資格の取得を届け出たと考えられる上、これら同僚からは、申立人の申立期間⑯における船員保険料の控除をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人は、当該船舶所有者に係る給与明細書であるとして、給与明細書4枚の写しを提出しているが、同明細書には、船舶所有者名及び給料の支給年月が記載されておらず、当該船舶所有者に係る給与明細書か否か確認できない上、同明細書4枚のうち、3枚の給与明細書の船員保険料控除欄は、金額が0円又は空欄となっており、申立期間⑯に係る保険料の控除が確認できない。

このほか、申立人の申立期間⑯における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、船員保険の被保険者として、申立期間⑯に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間⑰について、申立人は、オンライン記録では、K所有船舶に係る船員保険の標準報酬月額が、4万5,000円と記録されているが、実際に支給されていた月額給与は、8万4,000円であったとし、申立期間⑰のうち、昭和41年1月から同年3月までの標準報酬月額は7万6,000円に該当し、標準報酬月額の上限額が改定された同年4月から42年1月までの標準報酬月額は8万6,000円に該当していたとして、記録の訂正を申し立てている。

しかしながら、申立期間⑰当時の船舶所有者であるKは、既に死亡している上、当該船舶所有者から船員保険事務を引き継いだW株式会社は、「当時の資料を保存していない。」としていることから、申立人の標準報酬月額の算出状況について、関係資料及び供述を得ることができない。

また、船員保険被保険者名簿によると、申立人が名前を挙げた船長であったとする同僚の標準報酬月額は、申立人よりも低額であることが確認できる上、この同僚は、「申立人の名前は記憶に無い。私の船舶所有者Kに係る船員保険の標準報酬月額は、間違っていないと思う。」と回答している。

さらに、船員保険被保険者名簿において、申立期間⑰及びその前後の期間に同被保険者資格を取得している申立人と同じ職務の同僚が二人確認できるが、これら同僚の標準報酬月額は、4万5,000円から5万6,000円となっており、申立人とはほぼ同額であることが確認できる。

加えて、申立人は、当該船舶所有者に係る給与明細書であるとして、給与明細書4枚の写しを提出しているが、同明細書には、船舶所有者名及び給料の支給年月が記載されておらず、当該船舶所有者に係る給与明細書か否か確認できない上、同明細書4枚のうち、3枚の給与明細書の船員保険料控除欄は、金額が0円又は空欄となっており、申立期間⑰に係る保険料の控除が確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間⑰において、その主張する標準報酬月額に相当する船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間⑱について、申立人は、オンライン記録では、L株式会社所有船舶に係る船員保険の標準報酬月額が、昭和42年2月から同年7月までは5万2,000円、同年8月は3万円、同年9月及び同年10月は4万8,000円と記録されているが、当該期間に実際に支給されていた月額給与は、11万3,000円で、当時の標準報酬月額の上限額である10万4,000円に該当していたとして、記録の訂正を申し立てている。

申立人から提出のあった当該船舶所有者に係る給料計算書によると、申立人が当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を上回る給与の支給を受けていたことは確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、当該給料計算書に記載されている船員保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、船員保険の適用事業所名簿によると、L株式会社が所有する船舶は、昭和61年7月*日に船員保険の適用船舶でなくなっている上、商業登記簿謄本によると、同社は、62年1月*日に解散しているほか、当時の代表取締役は、既に死亡していることから、申立人の標準報酬月額の算出状況について、関係資料及び供述を得ることができない。

さらに、船員保険被保険者名簿によると、申立人が名前を挙げた漁労長及び機関長であったとする同僚二人の標準報酬月額は、いずれも申立人が主張する当時の標準報酬月額の上限額（10万4,000円）よりも低額であることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間⑱において、その主張する標準報酬月額に相当する船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間⑲について、申立人は、オンライン記録では、M株式会社所有船舶に係る船員保険の標準報酬月額が、5万6,000円と記録されているが、当該期間に実際に支給されていた月額給与は、9万8,000円であったとし、標準報酬月額は同額の9万8,000円に該当していたとして、記録の訂正を申し立てている。

申立人から提出のあった当該船舶所有者に係る給料明細書の写しによると、申立人が当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を上回る給与の支

給を受けていたことは確認できる。

しかし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該給料明細書に記載されている船員保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、M株式会社が所有する船舶は、平成7年12月*日に船員保険の適用船舶でなくなっている上、商業登記簿謄本によると、同社は、9年3月*日に破産宣告を受けているほか、当時の代表取締役は、居所不明であり、申立人の標準報酬月額について、関係資料及び供述を得ることができない。

さらに、船員保険被保険者名簿によると、申立人が名前を挙げた船長兼漁労長であったとする同僚の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（9万8,000円）よりも低額であることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間⑱において、その主張する標準報酬月額に相当する船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間⑳について、申立人は、オンライン記録では、B株式会社所有船舶に係る船員保険の標準報酬月額が、5万6,000円と記録されているが、当該期間に実際に支給されていた月額給与は、7万5,000円であったとし、標準報酬月額は7万6,000円に該当していたとして、記録の訂正を申し立てている。

申立人から提出のあった当該船舶所有者に係る給料明細書の写しによると、申立人は、申立期間⑳において、オンライン記録の標準報酬月額を上回る給料の支給を受けていたことは確認できる。

しかし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該給料明細書に記載されている船員保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額であることが確認できる。

また、B株式会社は、「当時の資料を保存していないため、申立人のことは分からない。」と回答しており、申立人の標準報酬月額の算定状況について、関係資料及び供述を得ることができない。

さらに、船員保険被保険者名簿によると、申立人が名前を挙げた船頭及び船長であったとする同僚二人の標準報酬月額は、いずれも申立人が主張する標準

報酬月額（7万6,000円）よりも低額であることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間②において、その主張する標準報酬月額に相当する船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、オンライン記録では、M株式会社所有船舶に係る船員保険の標準報酬月額が、6万円と記録されているが、当該期間に実際に支給されていた月額給与は、8万6,000円であったとし、標準報酬月額は同額の8万6,000円に該当していたとし、記録の訂正を申し立てている。

申立人から提出のあった当該船舶所有者に係る給料明細書の写しによると、申立人が申立期間②の一部の期間において、オンライン記録の標準報酬月額を上回る給与の支給を受けていたことは確認できる。

しかし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該給料明細書に記載されている船員保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額又は同額であることが確認できる。

また、オンライン記録によると、M株式会社所有船舶は、平成7年12月*日に船員保険の適用船舶でなくなっている上、商業登記簿謄本によると、同社は、9年3月*日に破産宣告を受けているほか、当時の代表取締役は、居所不明であり、申立人の標準報酬月額について、関係資料及び供述を得ることができない。

さらに、船員保険被保険者名簿によると、申立人が名前を挙げた船頭及び船長であったとする同僚二人の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（8万6,000円）よりも低額であることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間②において、その主張する標準報酬月額に相当する船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、申立人は、オンライン記録では、N所有船舶に係る船員保険の標準報酬月額が、申立期間③のうち、昭和44年4月から同年9月までは6万4,000円、同年10月から45年2月までは8万円、同年3月から同年12月までは8万6,000円と記録されているが、当該期間に実際に支給されていた月額給与は、13万円であったとし、44年4月から同年10月までは当時の標準報酬月額の上限額である10万4,000円に該当し、同年11月から45年12

月までは同じく当時の標準報酬月額の上限額である13万4,000円に該当していたとして、記録の訂正を申し立てている。

申立人から提出のあった当該船舶所有者に係る給与明細書の写しによると、申立人が申立期間③のほとんどの期間において、オンライン記録の標準報酬月額を上回る給与の支給を受けていたことは確認できる。

しかし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなることと、当該給与明細書に記載されている船員保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額又は同額であることが確認できる。

また、船員保険事業者名簿によると、Nが所有する船舶は、昭和46年8月*日に船員保険の適用船舶でなくなっている上、船舶所有者であるNは、既に死亡していることから、申立人の標準報酬月額の算出状況について、関係資料及び供述を得ることができない。

さらに、船員保険被保険者名簿によると、申立人が名前を挙げた同僚5人の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（10万4,000円及び13万4,000円）よりも低額であることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間③において、その主張する標準報酬月額に相当する船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間④について、申立人から提出のあった株式会社Oの申込証の写し及び申立人が同社に入社するに至った経緯に関する供述内容から判断すると、申立人が申立期間④において、株式会社OのP支店で勤務していた状況はうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、株式会社Oは、昭和52年11月*日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業登記簿謄本によると、59年12月*日に解散していることから、申立人の申立期間④における厚生年金保険の適用状況について、関係資料及び供述を得ることができない。

また、厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、申立期間④のうち、昭和46年4月1日から同年7月1日までの期間について、当該事業所とは別の事業所において、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の同被保険者資格の取得日は、厚生年金保険の被保険者資格の取得日と同日（昭和46年6月1日）となっており、申立人は、申立期間④において、雇用保険の被保険者資格が確認

できない。

加えて、申立人は、当該事業所の同僚9人の名前を挙げているが、厚生年金保険被保険者原票によると、これらの同僚のうち、申立人より先に当該事業所で採用となったとされる二人及び申立人より後に当該事業所で採用となったとされる二人の計4人が、申立人と同日の昭和46年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、当時、当該事業所では、一定期間内に採用した者をまとめて厚生年金保険被保険者資格の取得を届け出る取扱いをしていたと考えられる上、これら同僚からは、申立期間④における厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、歩合により報酬が支給される漁船船員の報酬月額については、原則として、前1年間にその船員保険被保険者が乗り組む船舶の乗船員に対し支払われた歩合金の一人当たりの額を基準として告示の定める方法（昭和32年8月2日付け厚生省告示第261号）に基づいた計算式により、国に届け出る報酬月額が算出されるため、実際の給与支給額と標準報酬月額は、必ずしも一致するものではない。

また、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、船員手帳の記載と船員保険の手続は一体のものではなく、必ずしも船員手帳の記載と船員保険被保険者資格得喪日とが一致するものではない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年5月21日から同年7月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を同年5月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月21日から同年7月21日まで
前職の同僚からの紹介で、昭和47年4月21日にA株式会社のB部門で採用となり、53年1月27日まで勤務した。

年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和47年5月21日から同年7月21日までの期間について、申立人と同期入社複数の同僚の供述内容から判断すると、申立人は、当該期間において、A株式会社のB部門で勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、A株式会社に入社した経緯について、前職の同僚が、申立人より先に同社のB部門へ転職し、この同僚から同社のB部門への転職を誘われたとしているところ、厚生年金保険被保険者原票によると、この同僚は、昭和46年10月4日に前職の事業所において同被保険者資格を喪失し、その翌日付けで同社において同被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が、A株式会社に入社する一週間前の昭和47年4月中に入社したとする同じB部門担当の同僚一

人及び申立人が同社に入社する2週間前に同社に入社したとする同職種の同僚一人は、いずれも入社した月の翌月である同年5月21日（当該事業所の給料の締め日の翌日）付けで同被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が、A株式会社に入社したとする月の1か月前である昭和47年3月に同社に入社したとする同職種の同僚は、同年3月21日付けで同被保険者資格を取得していることが確認できる上、この同僚は、「A株式会社に入社するとき、事業主から厚生年金保険にすぐ加入させる旨の説明があった。私のA株式会社の入社時期と厚生年金保険の加入時期は、一致している。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和47年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和47年4月21日から同年5月21日までの期間について、申立人と同期入社複数の同僚の供述内容から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人が、同年4月中においてA株式会社のB部門で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A株式会社は、平成11年3月*日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業登記簿謄本によると、同社は、同年4月*日に破産宣告を受けていることから、申立人の当該期間における厚生年金保険の適用状況について、関係資料及び供述を得ることができない。

また、A株式会社の破産宣告時の代表取締役は、「当時の資料が無いため、申立人の勤務実態等については不明である。」と回答しており、申立人の当該期間における厚生年金保険の適用状況について、関係資料及び供述を得ることができない。

さらに、厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が、A株式会社に入社する一週間前の昭和47年4月中に入社したとする同じB部門担当の同僚一人及び申立人が同社に入社する2週間前に同社に入社したとする同職種の同僚一人は、いずれも入社した月の翌月である同年5月21日（当該事業所の給料

の締め日の翌日) 付けで同被保険者資格を取得しており、当該期間における同被保険者資格が確認できない。

加えて、上記の申立人とほぼ同時期にA株式会社に入社したとする同僚二人からは、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。